

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第587号)

平成21年4月23日

横 情 審 答 申 第 587 号

平 成 21 年 4 月 23 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮  
問について（答申）

平成20年3月13日市市情第1524号による次の諮問について、別紙のとおり答申し  
ます。

「情報開示請求に係る教育委員会の処分に対する異議申立書について  
(平成19年度市市情第514号)」ほか別添保有個人情報の個人情報開示決定及び「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第49回会議（平成19年11月2日開催）の録音記録のうち本人開示請求者の意見陳述部分」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「情報開示請求に係る教育委員会の処分に対する異議申立書について（平成19年度市市情第514号）」ほか別添保有個人情報を特定して個人情報開示とした決定及び「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第49回会議（平成19年11月2日開催）の録音記録のうち本人開示請求者の意見陳述部分」を特定して個人情報非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「1. 平成19年12月26日付答申526号、527号、528号、529号、530号に係る審査会の審査のすべて 2. 同上の答申作成に至る回議書およびすべての文書、テープ等」の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年1月24日付で行った「情報開示請求に係る教育委員会の処分に対する異議申立書について（平成19年度市市情第514号）」ほか別添保有個人情報（以下「個人情報1」という。）の個人情報開示決定及び「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第49回会議（平成19年11月2日開催）の録音記録のうち本人開示請求者の意見陳述部分」（以下「個人情報2」という。個人情報1と個人情報2を併せて、以下「本件個人情報」という。）の個人情報非開示決定（個人情報1の開示決定と個人情報2の非開示決定を併せて、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件請求に対し本件個人情報を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

## (1) 本件個人情報について

ア 個人情報1は、諮問第643号から第647号まで（平成19年12月26日付審査会答申第526号から530号まで）についての横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議に関する文書のうち、請求者に係る保有個人情報であって、個々の文書の内容については次のとおりである。

(ア) 別添(1)は、請求者からの異議申立書の供覧文書である。

(イ) 別添(2)から(4)までは、第643号から第647号までの諮問書（諮問書には、別

添として請求者からの異議申立書が添付されている。) の供覧文書である。

- (ウ) 別添(5)は、諮問第643号から第647号までに関して、請求者に意見書の提出を求めるための起案文書であり、別添(6)は、その施行文書の写しである。
- (エ) 別添(7)は、請求者から提出された意見書の写しを実施機関に送付するための起案文書であり、別添(8)は、その施行文書の写しである。
- (オ) 別添(9)及び(10)は、審査会第二部会第111回会議及び審査会第一部会第113回会議の議事録及び配付資料の供覧文書のうち、第643号から第647号までの諮問の報告資料であり、報告資料の表紙と諮問書で構成されている。
- (カ) 別添(11)は、審査会第三部会第46回会議の議事録及び配付資料の供覧文書のうち、諮問第643号から第647号までの諮問の報告資料、開示請求書、非開示決定通知書、諮問書及び意見書である。
- (キ) 別添(12)は、諮問第643号から第647号までに関して、請求者に意見陳述のため審査会への出席を求めるための起案文書であり、別添(13)は、その施行文書の写しである。
- (ク) 別添(14)は、諮問第643号から第647号までに係る答申書の写しを請求者へ送付する際の送付文の写しである。

イ 個人情報2は、平成19年11月2日に開催された審査会第三部会第49回会議内容を録音した電磁的記録のうち、諮問第643号から第647号までの審議に関して実施された請求者の意見陳述部分である。

## (2) 個人情報1について

本件の本人開示請求書の記載から、異議申立人(以下「申立人」という。)が異議申立書を提出してから、異議申立てに係る答申の写しを申立人へ送付するまでの間に、作成し、又は取得した文書のうち、申立人個人に関する情報であって、申立人を識別することができるものを申立人の保有個人情報として特定し、そのうち個人情報1については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。)第25条第1項の規定により、全部を開示とした。

なお、申立人は、押収品目録交付書やその対象文書など、保有個人情報がほかにもあるはずであるとして、その開示を求めているが、答申第526号から第529号までにおける押収品目録交付書は、特定日に発生した横浜市立の特定中学校における部活動練習中の事故に関する文書が警察に押収された際に交付されたものであり、当該文書には申立人の個人情報は含まれていない。本件請求に関して、本件個人情報

以外には申立人に係る個人情報を記録した文書を保有していない。

(3) 個人情報2の条例第22条第7号の該当性について

ア 審査会は、不服申立てについて公正かつ客観的な判断を確保するために設置されており、また、会議の公正・円滑な運営を確保するため、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第31条ただし書の規定により非公開とされている。

イ 個人情報2は、審査会の審議内容を録音したものである。これを開示すると、審査会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になる結果、審査会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという審査会の事務に支障を及ぼすおそれがある。このため、条例第22条第7号の規定に基づき非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取消し、全部開示処分をせよ。
- (2) 少なくとも押収品目録交付書、その対象文書及びその経緯を記した文書とそれを記録したテープ等
- (3) 原処分を決定せざるを得なかった経緯について記した文書とそれを記録したテープ等
- (4) 審査会審理において、上記文書・テープを検討しなければ、答申の信頼性が欠けるから、当然上記文書等はあるはずだ。詳しくは審査会の口頭意見陳述等で述べる。

#### 5 審査会の判断

(1) 審査会について

審査会は、行政文書の開示請求又は個人情報本人開示請求に対する非開示決定等について不服申立てが行われた場合に、決定を行うべき実施機関等からの諮問を受け、第三者としての立場から、当該行政文書等の非開示決定等の違法性等について調査審議を行い、諮問庁に対して答申を行う合議制の機関である。

実施機関等は不服申立てに対する決定等を行うに当たっては、原則として審査会

に諮問を行い、審査会の答申を尊重して決定等を行わなければならないこととされており（情報公開条例第19条及び条例第53条）、横浜市においては、実際上も実施機関は原則的に審査会の答申を自らの判断として決定を行っている。

答申の形式及び内容に関する規定はないが、実施機関等が不服申立てに対して決定等を行うに当たって諮問が必要とされ、答申を尊重すべきものとされていること及び実施機関は原則的に審査会の答申を自らの判断として決定を行っている実情からすれば、審査会は、条例適用上の論点について端的に法的判断を示すことが要請されていると考えられ、そのような意味で、審査会の答申は、行政上の不服申立手続において実施機関等の行う最終の行政的判断としてのあるべき判断を示すという性格を有していると言うことができる。複数の委員の合議によりこのような性格を有する法的判断が公正になされるためには、合議制による審議において自由な意見を率直に述べ互いに反論し批判し合い議論を尽くすことが必要不可欠である。

## (2) 本件個人情報について

申立人は、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に行政文書開示請求を行い非開示決定を受けたが、当該決定を不服として異議申立てを行った。当該異議申立てについては、教育委員会から審査会に対して諮問第643号から第647号までの諮問（以下「関連諮問案件」という。）がなされ、審査会は平成19年12月26日付審査会答申第526号から第530号までをもって教育委員会に答申した。

本件個人情報は、関連諮問案件に関して異議申立てから答申までの過程で実施機関が作成し、又は取得した行政文書（以下「関連諮問案件に係る行政文書」という。）に記録されている申立人の個人情報である。このうち個人情報1は、申立人の個人情報が記録された決裁・供覧文書及びその施行文であり、個人情報2は、平成19年11月2日に開催された審査会第三部会第49回会議の審議内容を録音し、市民活力推進局総務部市民情報室において電磁的記録として保有している録音データのうち申立人の意見陳述に係る部分である。当該録音データには、個人情報2のほかにも他の諮問案件に係る委員の発言等が記録されており、また、個人情報2の部分には意見陳述における申立人の主張と委員の発言が相互に録音されていた。

## (3) 本件個人情報の特定について

実施機関が、本件請求に対して本件個人情報を特定したのに対し、申立人は、「全部開示処分せよ。」として押収品目録交付書などの文書を列挙し、「当然上記文書等はあるはずだ。」と主張している。このことについて、実施機関は、処分理

由説明書において、本件請求に関して本件個人情報以外に申立人に係る個人情報を記録した文書を保有していないと説明している。

そこで、当審査会において、関連諮問案件に係る行政文書を確認したところ、本件個人情報のほかに、押収品目録交付書その他の行政文書を保有していることが認められたが、それらの行政文書には申立人の個人情報は記録されていなかった。

したがって、実施機関が、本件請求に対して本件個人情報のみを特定したことは妥当である。

#### (4) 個人情報 2 の条例第22条第 7 号の該当性について

ア 条例第22条第 7 号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、個人情報 1 は本号に該当するため非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 条例第56条により適用する情報公開条例第25条第 1 項では、「不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。」と規定している。不服申立人等の意見陳述は、審議に必要な意見を不服申立人等から聴取し、審査会の審議における開示・非開示等の判断のための審議資料とするために行うものであるから、意見陳述の録音データは意見陳述を行った不服申立人等の個人情報としての性格を有すると同時に審議資料としての性格を有している。

エ 審査会の答申は、中立的な第三者機関として、条例の定める要件に従い、行政上の不服申立手続における最終の行政的判断としてのあるべき判断を示すものである。答申における判断は公正かつ客観的であることが要請され、公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせるようなことがあってはならない。

ウで述べたとおり不服申立人等の意見陳述の録音データは審査会の審議資料としての性格を有しており、これを開示すると、審査会の審議内容をある程度把握できることとなるが、それだけでは議論の変遷等の詳細は明らかにならず、かえって、答申の公正さ、客観性に無用な疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられる。

また、審査会の調査審議手続は不服申立手続の一環をなすものであって、政策

提言等を主目的とする審議会等とは自ずとその性質を異にしており、一般に、審議資料を開示すると、答申の公正さ、客觀性について一面的な非難等をするおそれがないとは言えない。

このため、審議資料を開示すると、審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあると考えられる。このことは、審議資料としての性格を有する意見陳述の録音データについても該当する。

以上のことから、意見陳述の録音データは、一般に、開示すると、答申の公正さや客觀性に無用の疑いを抱く受け止め方をされるおそれ及び審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあり、審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというべきである。

オ 前記(2)で述べたように、個人情報2には申立人の主張や委員の発言が相互に録音されており、これを開示すると上記で述べたおそれがあることが認められる。したがって、個人情報2は、これを開示すると審査会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当する。

#### (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件個人情報を特定し、個人情報1を開示とした決定及び個人情報2を条例第22条第7号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

## 別添

- (1) 情報開示請求に係る教育委員会の処分に対する異議申立書について（平成19年度市市情第514号）
- (2) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（諮問第643号・第644号）（平成19年度市市情第651号）
- (3) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（諮問第645・646号）（平成19年度市市情第668号）
- (4) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（諮問第647号）（平成19年度市市情第706号）
- (5) 非開示理由説明書に対する意見書の提出依頼について（諮問第643号～第647号）（平成19年度市市情第714号）
- (6) 異議申立人の意見書の提出について（依頼）（平成19年9月10日付横情審第714号）
- (7) 意見書の收受及び写しの送付について（諮問第643号～第647号）（平成19年度市市情第764号）
- (8) 意見書の写しについて（送付）（平成19年9月26日付横情審第764号）
- (9) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第二部会第111回会議の議事録及び配付資料について（平成19年度市市情第799号）のうち、諮問の報告資料（請求者本人に係る部分）
- (10) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第一部会第113回会議の議事録及び配付資料について（平成19年度市市情第843号）のうち、諮問の報告資料（請求者本人に係る部分）
- (11) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第46回会議の議事録及び配付資料について（平成19年度市市情第891号）のうち、諮問の報告資料（請求者本人に係る部分）及び請求者本人に係る開示請求書・非開示決定通知書・諮問書・意見書
- (12) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会における異議申立人の意見陳述の実施について（諮問第643号～647号）（平成19年度市市情第913号）
- (13) 異議申立案件に係る意見陳述について（依頼）（平成19年10月23日付横情審第913号）
- (14) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申書（写し）について（送付）（平成19年12月26日付横情審第1166号）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年3月13日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年3月14日 (第122回第二部会)	
平成20年3月27日 (第124回第一部会)	・諮問の報告
平成20年4月4日 (第56回第三部会)	
平成20年4月24日 (第126回第一部会)	・審議
平成20年5月22日 (第127回第一部会)	・審議
平成20年6月12日 (第128回第一部会)	・審議
平成20年12月11日 (第137回第一部会)	・審議
平成21年1月15日 (第138回第一部会)	・審議
平成21年2月12日 (第139回第一部会)	・審議
平成21年2月26日 (第140回第一部会)	・審議
平成21年3月12日 (第141回第一部会)	・審議
平成21年3月26日 (第142回第一部会)	・審議
平成21年4月9日 (第143回第一部会)	・審議